

再エネ海域利用法に基づく公募で選定された事業者の再エネ特措法にもとづく  
認定申請について（お知らせ）

再エネ海域利用法に基づく公募で選定された事業者の再エネ特措法にもとづく認定申請については、公募選定後、再エネ特措法にもとづく認定申請までの期限が1年と定められていること等、通常の再エネ特措法にもとづく認定申請とは各種条件が異なっていることから、以下のとおり再エネ特措法にもとづく認定申請に関する留意点についてお知らせします。

（1）認定申請期限日：選定事業者の選定通知日の翌日から起算して1年後の日

※原則として電子申請システムを用いて申請してください。その場合は、期限日までにシステム上の「申請状態」が「申請書出力済」または「申請書出力済（認証済）」となるまで申請手続きを進めることが必要です。その上で電子申請画面から出力した申請書及び返信用封筒を発電設備の設置場所を管轄する各地方経済産業局（設備設置場所が複数の経済産業局にまたがる場合には、系統への連系点となる都道府県を管轄する経済産業局）の認定担当部署に郵送してください。

電子申請システムURL：<https://www.fit-portal.go.jp/>

例：選定通知日（2022年3月31日）の翌日から起算して1年後の日（2023年3月31日）

（2）申請時における提出書類について

①再エネ海域利用法第17条第1項の認定を受けたことを証する書類

再エネ海域利用法第17条第1項に基づく公募占用計画の認定を受けていることを確認するため、公募占用計画の認定通知の写しをご提出ください。

②環境影響評価方法書に関する手続を開始したことを証する書類

調達価格等算定委員会での議論を踏まえ、再エネ海域利用法の公募選定案件については熟度が担保されているため、申請時に方法書の提出を求めないことが決定しています。

③再生可能エネルギー発電設備の設置場所に係る使用権原に関する書類

申請時には、公募選定通知をもって、当該海域における権原を有することを確認することとし、陸上における設備に関する土地の権原については求めないことといたします。ただし、認定日の翌日から起算して3年が経過した日を期限として、当該土地の権原に関する書類を申立書とともに、担当経済産業局へ提出ください。

手続の詳細については「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」を御確認頂くとともに、不明な点があれば担当経済産業局に御相談ください。

④電力会社との接続同意書類

電力会社との接続同意書類の提出については、申請と同時にご提出いただく必要があります。接続同意書類については、以下の URL をご参照ください。

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/kaitori/legal\\_filename2.html](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/legal_filename2.html)

(3) 認定取得期限日：認定申請期限日から6ヶ月

(4) その他

その他申請に関する一般的な事項（書類の提出先等）については、以下の URL をご参照ください。

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/kaitori/fit\\_nintei.html](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_nintei.html)

◆本件に関するお問合せ窓口

0570-057-333（受付時間：平日9:00から18:00）[PHS/IP電話からは、044-952-7917]

なお、公募選定事業者がFIT申請に当たったの問合せを行う場合に限り、各地方経済産業局にお問い合わせください。

以上